

「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の実施

近年、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの不正薬物の乱用が大きな社会問題となっています。

特に、大麻の乱用に関しては、「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報がインターネット上で流布され、未成年を含む若年層の検査者が急増しています。

そこで、薬物乱用による危害を広く知ってもらうことにより、一人ひとりの薬物乱用に対する意識を高め、薬物乱用の根絶を図ることを目的として、10月1日から11月30日までの2か月間は、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」が全国で一斉に展開されます。

県では、運動期間中に県内各地で街頭活動及びポスターの掲示等の各種啓発活動を展開し、県民の皆様へ薬物乱用防止を呼びかけます。

▼問合せ 県保健医療局医薬安全課
☎052・954・6305



秋の安全なまちづくり県民運動

県では、10月11日(水)から20日(金)までの10日間、秋の安全なまちづくり県民運動を実施します。

県民、事業者、防犯ボランティア団体、自治体等が一体となり、県民総ぐるみで運動を展開することにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

期間中、「犯罪にあわない」、「犯罪を起こさせない」、「犯罪を見逃さない」の3N(ない)をスローガンに、「防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」、「犯罪の起きにくい社会作り」、「県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進」に取り組みます。

▼運動の重点

- ・ 特殊詐欺の被害防止
- ・ 侵入盗の防止
- ・ 自動車盗の防止
- ・ 子供と女性の犯罪被害防止
- ・ 暴力追放運動の推進

▼問合せ 県防災安全局県民安全課
☎052・954・6176

10月は「骨髄バンク推進月間」

白血病をはじめとする難治性血液疾患の治療には、骨髄移植又は末梢血幹細胞移植が有効ですが、移植を成功させるためには、血液中の白血球の型(H

LA)が一致する骨髄又は末梢血幹細胞提供希望者(ドナー)からの善意の提供が必要です。

移植を必要とする患者さんは、全国に2,000人以上います。令和5年6月末時点で全国のドナー登録者数は54万人を超えています。しかしながら、HLAが一致する確率は、兄弟間で4分の1、非血縁者間では数百から数万分の1と非常に低く、依然として多くの患者さんが移植を受けることができていません。

そこで、県では10月の骨髄バンク推進月間に、移植の輪を広げるため、骨髄バンクドナー登録会を県内の各地域で開催します。皆様の御協力をお願いします。

▼問合せ 県保健医療局医薬安全課
☎052・954・6305



10月は「土地月間」

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」と定め、土地政策の普及・啓発

活動を行っています。

土地は、貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも、土地を適正に利用・管理していくことが必要です。

一定面積以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出を行い、審査を受ける必要があります。なお、未届出又は虚偽の届出をした場合は、法律で罰せられることがあります。

限られた貴重な資源である土地を有効利用するため、御理解と御協力をお願いいたします。

▼届出者 土地の権利取得者(売買の場合)は(買主)

▼面積要件

- ・ 市街化区域 2,000平方メートル以上
- ・ 市街化調整区域 5,000平方メートル以上
- ・ 都市計画区域外 10,000平方メートル以上

▼届出期限 契約締結日を含めて2週間以内

▼届出先 土地の所在する市役所・町村役場担当窓口

▼問合せ先 県都市・交通局都市計画課
☎052・954・6028